

改正後				改正前			
個⑥035-4 試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書（平成22年分以降用）【表面】				個⑥035-4 試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書（平成22年分以降用）【表面】			
試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書				(新設)			
(平成 年分)		氏名					
試験研究費の増加額に係る税額控除	試験研究費の額 ①	円	平均売上金額	円	平均売上金額 ⑨		(平成22年分以降用)
	事業所得に係る所得税額 ②		平均売上金額の10%相当額		⑩		
			$(⑨ \times \frac{10}{100})$				
	比較試験研究費の額 ③		10%相当額を超える試験研究費の額		⑪		
			$(① - ⑩)$				
	基準試験研究費の額 ④		試験研究費割合		⑫		
			$(\frac{①}{⑨})$				
	試験研究費の増加額 ⑤	$(① - ③)$ $(① \leq ④ \text{の場合は} 0)$	超過税額控除割合		⑬		
			$((⑫ - \frac{10}{100}) \times 0.2)$				
	試験研究費の増加額に係る税額控除限度額 ⑥	$(⑤ \times \frac{5}{100})$	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る税額控除限度額		⑭	円	
$(⑪ \times ⑬)$							
本年税額基準額 ⑦	$(② \times \frac{10}{100})$	本年税額基準額		⑮			
		$(② \times \frac{10}{100})$					
本年特別控除額 ⑧	$(⑥ \text{と} ⑦ \text{のうち少ない金額})$	本年特別控除額		⑯			
		$(⑭ \text{と} ⑮ \text{のうち少ない金額})$					
		所得税額超過構成額		⑰			
		所得税額の特別控除額		⑱			
		$(⑰ - ⑱)$					

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="85 208 1237 237">個⑥035-4 試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書（平成 22 年分以降用）【裏面】</p> <p data-bbox="340 272 1092 301" style="text-align: center;">試験研究費の増加等に係る所得税額の特別控除に関する明細書</p> <p data-bbox="104 382 1328 455">この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第 10 条第 6 項に規定する試験研究費の増加等に係る所得税額の特別控除を受けるときに使用します。</p> <p data-bbox="131 471 963 500">この明細書は、この特別控除を受けるときの確定申告書に添付してください。</p> <p data-bbox="131 515 1127 544">なお、この控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。</p> <p data-bbox="104 562 249 591">1 記載要領</p> <p data-bbox="131 606 1009 635">(1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。</p> <p data-bbox="131 651 1328 774">(2) 「③」欄には、「試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書」（以下「明細書」といいます。）の「⑩」欄の金額を記載します。</p> <p data-bbox="131 790 771 819">(3) 「④」欄には、明細書の「⑪」欄の金額を記載します。</p> <p data-bbox="131 834 771 863">(4) 「⑨」欄には、明細書の「⑤」欄の金額を記載します。</p> <p data-bbox="131 879 1328 952">(5) 「⑰」欄は、措法第 10 条第 6 項第 1 号の規定の適用を受ける場合には、「又は⑯の金額」を消し、同項第 2 号の規定の適用を受ける場合には「⑧の金額又は」を消して記載します。</p> <p data-bbox="131 967 1328 996">(6) 「⑱」欄には、「所得税額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑳」欄の B の金額を記載します。</p> <p data-bbox="104 1014 222 1043">2 提出先</p> <p data-bbox="153 1058 441 1087">納税地を所轄する税務署長</p> <p data-bbox="104 1103 249 1132">3 根拠条文</p> <p data-bbox="153 1147 285 1176">措法第 10 条</p>	<p data-bbox="1361 208 2518 237">個⑥035-4 試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書（平成 22 年分以降用）【裏面】</p> <p data-bbox="1402 272 1503 301" style="text-align: center;">（新 設）</p>